17　航空機地球局においては、18、20から23まで及び25の欄は、記載事項の内容が無線設備の設置場所を同じくする航空機局の航空機に関する事項と同一のものとなる場合は、その旨並びに当該航空機の登録記号及び当該航空機局の免許の番号を27の欄に記載して、当該事項の記載を省略することができる。

18　18の欄は、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。

19　19の欄は、航空機地球局に限り記載することとし、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。

20　20の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

21　21から24までの欄は、該当する□にレ印を付け、併せて23の欄に最高飛行高度を記載すること。

22　25の欄は、国土交通省が発給する航空機登録証明書に記載された航空機型式を記載すること。

23　26の欄は、406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機を設置する場合に限り記載することとし、当該無線機に付された個体識別コードを記載すること。

24　27の欄は、次によること。

［削る］

(1)～(7)　［略］

25　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

26　無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表の定める規格の用紙とする。

27　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第５　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

22　航空機地球局においては、21、23から26まで及び28の欄は、記載事項の内容が無線設備の設置場所を同じくする航空機局の航空機に関する事項と同一のものとなる場合は、その旨並びに当該航空機の登録記号及び当該航空機局の免許の番号を30の欄に記載して、当該事項の記載を省略することができる。

23　21の欄は、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。

24　22の欄は、航空機地球局に限り記載することとし、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。

25　23の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

26　24から27までの欄は、該当する□にレ印を付け、26の欄については最高飛行高度を記載すること。

27　28の欄は、国土交通省が発給する航空機登録証明書に記載された航空機型式を記載すること。

28　29の欄は、406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機を設置する場合に限り記載することとし、当該無線機に付された個体識別コードを記載すること。

29　30の欄の記載は、次によること。

(1)　４の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

(2)～(8)　［同左］

30　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

31　無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式の定める規格の用紙とする。

32　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第５　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）